

II 県民しあわせプラン戦略計画における事業実績

鈴鹿保健福祉事務所の各課における事業実績を施策、基本事業順に並べています。
なお、鈴鹿保健福祉事務所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

第3節 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

311 防災対策の推進

31106 災害時医療体制の整備・被災者対策の推進

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目 的	対 象	被災者が
	意 図	必要な援護や医療を受けている

主な取組内容

1. 災害拠点病院との連携をはかります。

1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院をいいます。

(1) 地域災害拠点病院

名称	住所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地の 53

324 食の安全とくらしの衛生の確保

32401 食の安全・安心の確保

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目 的	対 象	食品製造業者や流通業者が
	意 図	安全・安心な食品を提供している

主な取組内容

1. 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導、検査を実施します。

1 食品衛生

食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

また、食品取扱い者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

(1) 食品関係営業施設数

ア 食品衛生法第52条による許可施設

(平成23年3月31日現在)

業種	計	鈴鹿市	亀山市
飲食店	2,237	1,813	424
菓子製造業	246	185	61
乳処理業	2	2	0
乳製品製造業	1	1	0
魚介類販売業	242	178	64
魚介類せり売り業	3	2	1
魚肉ねり製品製造業	2	2	0
食品の冷凍又は冷蔵業	8	7	1
かん詰又はびん詰食品製造業	2	0	2
喫茶店(自動販売機)	705(684)	520(502)	185(182)
あん類製造業	1	0	1
アイスクリーム類製造業	71	54	17
乳類販売業	394	295	99
食肉処理業	6	4	2
食肉販売業	255	186	69
食肉製品製造業	2	2	0
みそ製造業	3	3	0
醤油製造業	2	2	0
ソース製造業	3	3	0
酒類製造業	2	1	1
豆腐製造業	10	9	1
めん類製造業	6	4	2
そうざい製造業	23	14	9
添加物製造業	2	2	0
清涼飲料水製造業	6	3	3
氷雪製造業	1	1	0
氷雪販売業	2	2	0
	4,237	3,295	942

イ 三重県食品衛生規則第5条による届出施設

(平成23年3月31日現在)

業種	計	鈴鹿市	亀山市
許可を要しない食品の製造業	214	156	58
許可を要しない添加物の製造業	2	2	0
給食施設	学校	28	14
	病院・診療所	15	4
	事業所	3	1
	その他	78	22
計	381	282	99

ウ 監視指導状況

ランク（監視目安）	対象施設数	監視件数
A（年2回監視）	144	373
B（年1回監視）	238	371
C（5年に1回監視）	4,574	1,398

エ 食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由（延数）						
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他*
魚介類		30	1	0	0	0	0	0	0	1
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷凍前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰・びん詰を除く。）		4	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		10	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		2	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		4	1	0	0	0	0	1	0	0
菓子類		28	1	0	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品		1	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		87	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		171	3	0	0	0	0	1	0	2

* その他は三重県衛生管理指標に不適合であったものです。

(2) 食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

ア 食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実施日	実施場所	実施内容
平成22年8月6日(金)	鈴鹿ハンター	啓発資材配布、手洗い実験
平成22年8月10日(火)	亀山エコー	啓発資材配布、手洗い実験

イ 食中毒事故発生件数 (0件)

発生時期	原因食品	原因物質	喫食者数	患者数
—	—	—	—	—

ウ 調理師及び製菓衛生師免許取得状況

	試験申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)	免許申請者数
調理師	62	59	30	50.8	38
製菓衛生師	19	19	19	100.0	21

32402 生活衛生営業の衛生水準の確保

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目的	対象	生活衛生営業者が
	意図	安全・安心な生活衛生サービスを提供している

主な取組内容

- 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
- 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1 生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

(1) 生活衛生関係営業施設・調査監視数

施設名	計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
理容所	252	197	55	26
美容所	406	343	63	44
クリーニング所	工場	39	8	7
	取次所	228	40	4
旅館	100	63	37	20
公衆浴場	普通浴場	3	0	2
	普通浴場以外	18	7	8
興行場	8	7	1	1
計	1,109	898	211	112

32403 医薬品等の安全確保

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目 的	対 象	医薬品の製造業者や薬局等販売業者が
	意 図	安全・安心な医薬品等を提供している

主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

1 薬事

薬事法、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

(1) 薬事関係施設数

(※) は、許可・届出を要しません

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
薬局		95	78	17	37	
薬局医薬品製造業		9	8	1	4	
薬局医薬品製造販売業		9	8	1	4	
医薬品	一般販売業	1	1	0	0	
	店舗販売業	21	17	4	4	
	卸売販売業	12	10	2	4	
	薬種商販売業	13	11	2	4	
	特例販売業	3	1	2	1	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	63	52	11	20
		管理医療機器	455	358	97	52
		一般医療機器 (※)	—	—	—	52
	賃貸業	高度管理医療機器等	18	15	3	2
		管理医療機器	18	17	1	2
		一般医療機器 (※)	—	—	—	2
毒物劇物	製造業		5	2	3	3
	販売業	一般	71	57	14	26
		農薬用品目	57	42	15	3
		特定品目	5	5	0	1
要届出業務上取扱者		3	3	0	3	
計		858	685	173	224	

2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400ml 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若者層へ普及啓発に取り組みます。

(1) 「愛の血液助け合い運動」街頭ページの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
平成 22 年 7 月 6 日 (火) 亀山エコー	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー (ミニコンサート等)	65	49
平成 22 年 7 月 18 日 (日) イオンモール鈴鹿ベルシティ	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー (ミニコンサート等)	185	147

(2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
平成 22 年 12 月 25 日 (土) イオンモール鈴鹿ベルシティ	73	50
平成 23 年 1 月 9 日 (日) イオンモール鈴鹿ベルシティ	87	75
平成 23 年 2 月 13 日 (日) イオンモール鈴鹿ベルシティ	54	44
平成 23 年 3 月 13 日 (日) イオンモール鈴鹿ベルシティ	104	81

(3) 移動採血車による献血者数

	400ml 献血
鈴鹿市	5,730
亀山市	996
計	6,726

(4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	7
-----	---

32404 薬物乱用防止対策の充実

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目 的	対 象	県民一人ひとりが
	意 図	薬物の乱用などを行っていない

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

(1) 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関及び薬物乱用防止指導員、市、自治会等の民間団体の協力を得て、不正大麻・けしについて広く県民に正しい知識の普及と自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
平成 22 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日	鈴鹿市保護司会 亀山市保護司会 鈴鹿地区薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動回数 6 回 除去本数 18,146 本 内訳 セティゲルム種 18,146 本



2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、シンナーなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

(キャンペーン期間：毎年6月20日から7月19日まで)

ア 街頭キャンペーンの実施

鈴鹿地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
平成22年7月1日(木)	JR亀山駅、井田川駅、関駅、亀山エコー等	若年層に啓発資材の配布
平成22年7月4日(日)	イオンモール鈴鹿ベルシティ	若年層に啓発資材の配布

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知させ、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

(運動期間：毎年10月1日から11月30日まで)

ア ポスター等による啓発活動の実施

厚生労働省及び三重県が募集した作品の中で入選作品を掲示します。

実施期間・場所	実施内容
平成22年10月1日～11月30日 鈴鹿市役所、鈴鹿市役所地区市民センター、鈴鹿市立公民館、 イオンモール鈴鹿ベルシティ、鈴鹿ハンター、白子ショッピング タウンサンズ	「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」 ポスターの掲示
平成22年10月8日～10月13日 イオンモール鈴鹿ベルシティ	「薬物乱用防止」入賞ポスターの 展示
平成22年12月14日～12月26日 鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの 展示
平成23年3月4日～3月8日 亀山エコー	「薬物乱用防止」応募ポスターの 展示

3 麻薬等関係施設等

施設等		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
麻薬製造業者		1	1	0	2
麻薬輸入業者		1	1	0	0
家庭麻薬製造業者		1	1	0	0
麻薬小売業者		56	48	8	16
麻薬診療施設	病院	11	8	3	13
	診療所	55	47	8	5
	家畜診療所	16	13	3	1
麻薬研究者		2	2	0	1
覚せい剤製造業者		1	1	0	4
覚せい剤研究者		2	2	0	1
覚せい剤原料研究者		1	1	0	2
覚せい剤原料取扱者		6	6	0	3
計		153	131	22	48

32405 人と動物との共生環境づくりの推進

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目的	対象	動物を飼育する人が
	意図	適正に管理を行っている

主な取組内容

1. 狂犬病予防のために野犬の捕獲を行います。
2. 動物愛護についての普及啓発のために動物愛護ポスター展等を実施します。
3. 動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むことや犬による危害を防止するため、小学生、幼稚園児、保育園児を対象に「犬との接し方教室」を実施します。
4. 保健福祉事務所で引取った子犬を適正飼養ができる飼い主へ譲渡し、生存の機会を設けるため、「動物飼う前教室」を実施します。
5. 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業登録手続きを実施します。

1 狂犬病予防

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬の捕獲、犬の放し飼い防止の指導、飼いなくなった犬や猫の引き取りを行います。

(1) 月別畜犬捕獲等業務、咬傷犬届及び猫収容数

犬捕獲等業務				咬傷犬 (届出数)	猫収容頭数
犬捕獲頭数	犬引取頭数	犬返還頭数	犬処分頭数		
98	55	54	96	10	326

(2) 特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物は、動物の愛護及び管理に関する法律により許可が必要となります。

(平成23年3月31日現在)

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	1匹	展示
鈴鹿市	ボアコンストリクター(ヘビ)	1匹	愛がん
亀山市	ニホンザル	1匹	その他

(3) 飼い犬等に関する苦情受付件数

計	係留義務違反 (放し飼い)	迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等)	野犬捕獲依頼	失踪紹介に 関すること	譲渡に関 すること	飼い犬 引取り依頼	その他
1,171	24	50	199	612	109	78	99

2 動物愛護

毎年、9月20日から26日に定められている動物愛護週間の行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

(1) 動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	2,707	2,634	73
中学校	225	225	0

(2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
平成22年10月2日(土)～10月5日(火)	鈴鹿ハンター

3 犬との接し方教室

三重県動物愛護管理推進計画に基づき、犬とはどのような動物であるかを体験してもらうことにより、正しい理解のもとに動物愛護意識を高揚させること、また、犬による危害の被害者が減少することを目的に開催しています。

(1) 開催状況

会場	開催数	参加者数
小学校	8	539
幼稚園	0	0
保育園	0	0

4 動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要となります。

(1) 登録状況 (平成23年3月31日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	64	32	2	5	5